

特定調達取扱手続

手続第 2025-1 号

2025 年 5 月 1 日

(目的)

- 第 1 条 この手続は、日本郵便株式会社(以下「会社」という。)が物品調達及び不動産売買等の契約規程(以下「規程」という。)に定める契約事務のうち、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定(以下「改正協定」という。)その他の国際約束及び政府調達に関して適用されることとなる規程(政府調達手続に関する運用指針等をいい、以下「運用指針等」という。)の適用を受ける契約(以下「特定調達」という。)に関する事務について、特に必要な事項を定める。
- 2 この手続において定めのない事項及び用語の意味は、規程及び物品調達及び不動産売買等の契約手続(以下「契約手続」という。)、物品等契約マニュアルその他の会社が定める調達手続に関する規程類に定めるところによる。

(定義)

- 第 2 条 次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。
- (1) 物品等
動産(現金及び有価証券を除く。)及び著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 10 号の 2 に規定するプログラムをいう。
- (2) 特定役務
改正協定の附属書 I 日本国の付表 5 に掲げるサービス及び同附属書 I 日本国の付表 6 に掲げる建設サービス(本手続において「建設工事」という。)に係る役務をいう。
- (3) 調達契約
物品等又は特定役務の調達のため締結される契約(当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 2 条第 2 項に規定する特定事業(建設工事を除く。)にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 57 号)による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。)をいう。
- (4) 一連の調達契約
特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

(適用範囲)

- 第 3 条 この手続は、予算額(消費税及び地方消費税を含む。)が次の各号に該当するものに関する事務について適用する。ただし、第 3 項に掲げる調達契約については、この限りでない。
- なお、SDR(IMF(国際通貨基金)の特別引出権をいう。以下同じ。)の邦貨換算額については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和 55 年政令第 300 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、財務大臣が定める区分及び定める額によるものとする。契約責任者は、契約事務を自ら処理する必要があると認める場合を除き、組織規程に定める役職ごとに処理できる事務の範囲を指定し、当該役職の社員に事務の一部を処理さ

せることができる。ただし、別に定めるマニュアルに契約責任者が社員に事務の一部を処理させる場合の条件等の定めがある場合は、当該定めに従うものとする。

- (1) 予算額が 10 万 SDR 以上の物品等又は特定役務(建設工事及び建設工事に関連する技術的サービスを除く。)。ただし、物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、次により算出した額で評価するものとする。
 - ア 借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 月以下の場合は、当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予算額の総額
 - イ 借入期間又は提供を受ける期間の定めが 12 月を超える場合であって、当該期間の定めがある場合は 1 月当たりの予定賃借料又は 1 月当たりの特定役務の予算額×定め月数による額に、見積残存価格を加えた額
 - ウ 契約期間の定めがない場合は、1 月当たりの予定賃借料又は 1 月当たりの特定役務の予算額に 48 を乗じて得た額
 - (2) 予算額が 450 万 SDR 以上の建設工事又は 45 万 SDR 以上の建設工事に関連する技術的サービス
- 2 前項第 1 号の予算額は、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合は、次の額とする。
- (1) 単価の予算額が定められている場合は、当該単価に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額
 - (2) 一連の調達契約が締結される場合は、当該一連の調達契約により調達すべき物品等又は特定役務の予算額の合計額
- 3 第 1 項ただし書きに該当する調達契約は、次の各号のとおりとする。
- (1) 商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるための調達契約
 - (2) 会社が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために締結する調達契約
 - (3) 建設サービスに関連する建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスのうち、独立して調達される場合の次のサービスの調達契約
 - ア 建築設計サービスの実施設計サービス
 - イ 契約監理サービス
 - ウ 基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリングデザイン・サービス、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービスのうちいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービスエ 建設及び設置公示段階におけるその他のエンジニアリング・サービス
 - (4) その他会社に適用される国際約束において当該国際約束の適用範囲から除外されている物品等又はサービス

(参加のための条件)

第 4 条 契約責任者は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

(入札公告(公示)予定の情報提供)

第 5 条 本社の契約責任者は、当該年度における調達を予定しているもののうち、運用指針等によって定められた次の基準額以上の物品等又は特定役務について本社、支社、郵便局等関係機関の情報を取りまとめた上、官報に公示し供給者等に対する情報提供を行う。ただ

し、本項の公示以前に入札公告若しくは意見招請を行っている場合又は特定役務のうち「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」(以下「行動計画」という。)の対象となるものについては、官報公示を省略できる。

なお、当該情報提供は、本項に基づき官報に公示するとともに、外務省が開催する政府調達に関するセミナーのため、日本郵政株式会社を通じて外務省等から指示のあった事項について、会社の情報を取りまとめて日本郵政株式会社に情報提供する。調達を担当する社員は、契約責任者の指揮及び監督の下に次の各号の原則に従って調達業務を行い、契約の適切性、妥当性の確保に努める。

(1) 物品等及び特定役務(建設工事及び建設工事に関連する技術的サービスを除く。)

80 万 SDR 以上

(2) コンピュータ製品及び同サービス

80 万 SDR 以上

(3) 電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス

10 万 SDR 以上

(4) 下請けに対して関心を表明する供給者を求める旨の招請(電気通信機器及びサービスの調達に限る。)

2 前項に基づき公示する事項は、次のとおりとする。

(1) 契約責任者の氏名、調達機関名及び所在地

(2) 調達の名称、予定数量等の内容

(3) 入札公告(公示)を予定する時期

(資料提供招請)

第 6 条 仕様書を作成する際に高度な専門的知識が必要となるため、調達要求元のみでの作成が困難なときは、次の各号に定めるところにより、必要とする資料等について官報に公表し、広く供給者からの情報提供を求める資料提供招請の手続を行う。ただし、急を要する場合又は一者指定方式とする場合は、この手続を省略することができる。

なお、資料提供招請を行う場合の基準額及び公示期間は、次のとおりであり、基準額未満であっても、契約責任者が必要と認める場合は、適宜の期間を設け、会社のホームページへの掲示等の方法により資料提供招請を行うことができる。

(1) 物品等及び特定役務

基準額:80 万 SDR 以上

公示日:資料提供期限の前日から起算して少なくとも 30 日以上前

(2) コンピュータ製品及び同サービス

基準額:80 万 SDR 以上

公示日:資料提供期限の前日から起算して少なくとも 30 日以上前

(3) 電気通信機器及びこれらのサービス

基準額:38.5 万 SDR 以上

公示日:資料提供期限の前日から起算して少なくとも 30 日以上前

(4) 医療技術製品及びこれらのサービス

基準額:38.5 万 SDR 以上

公示日:資料提供期限の前日から起算して少なくとも 45 日以上前

- 2 資料提供招請の実施に当たって、調達要求元が供給者に対し、どのような資料等が必要であるかを具体的に説明し、適切かつ有効な資料や意見を入手するための説明会を原則として開催する。
- 3 第1項及び第2項に基づき公示する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 調達機関名及び連絡先
 - (2) 調達の概要(名称、数量及び調達に必要とされる基本的な要求要件)
 - (3) 資料等の提出期限及び提出先
 - (4) 説明会の開催日時及び場所(開催する場合)
- 4 官報公示の内容について修正を行う場合は、次により処理する。
 - (1) 修正等の情報を再度官報公示するとともに、資料提供招請に応じたすべての供給者にその情報を提供する
 - (2) 修正等の情報が調達に必要とされる基本的な要件であった場合は、資料等の提出期限を前号の公示の翌日から起算して 30 日以降の日に設定する。

(意見招請)

第7条 算額が運用指針等によって定められた額以上の物品等又は特定役務の調達について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、仕様書の作成に関して透明性、公平性及び中立性を確保することを目的として、仕様書案の作成が完了したことを官報により公示し、広く供給者から意見を求める意見招請の手続を行う。ただし、急を要する場合は、その旨を官報に明示することにより、供給者が対応可能と認められる範囲で公示期間を短縮することができる。

- (1) 原材料、燃料又はこれに類するもの
 - (2) 単価が 500SDR 以下の既製品の大量購入
 - (3) 既存の仕様を繰り返し採用することが必要なもので、外務省が開催する政府調達に関するセミナーで繰り返し採用する必要性についての具体的理由を含め説明したもの
 - (4) 随意契約とするもの
 - (5) 不落となり、再度、調達内容(履行期限及び予定価格を除く)に変更がない入札を行うもの
 - (6) 公示期間を短縮しても対応できない緊急の場合で、入札公告(公示)の際にその旨を官報に明示するもの
 - (7) 特定役務のうち行動計画の対象となるもの
- 2 意見招請を行う場合の基準額及び公示期間は、次のとおりであり、基準額未満であっても、契約責任者が必要と認める場合は、適宜の期間を設け、会社のホームページへの掲示等の方法により資料提供招請を行うことができる。
 - (1) 物品等及び特定役務
基準額:80 万 SDR 以上
公示日:意見提出期限の前日から起算して少なくとも 20 日前
入札公告までの日数:公示の翌日から入札公告予定日まで少なくとも 30 日を確保
 - (2) コンピュータ製品及び同サービス
前号に同じ
 - (3) 電気通信機器及び同のサービス
基準額:38.5 万 SDR 以上
公示日:意見提出期限の前日から起算して少なくとも 30 日前

入札公告までの日数: 公示の翌日から入札公告予定日まで少なくとも 60 日を確保

(4) 医療技術機器及び同のサービス

基準額: 38.5 万 SDR 以上

公示日: 意見提出期限の前日から起算して少なくとも 30 日前

入札公告までの日数: 公示の翌日から入札公告予定日まで少なくとも 45 日を確保

3 意見招請を行うにあたり、仕様書案の作成が完了した旨のほかに基づき公示する事項は、次のとおり。

- (1) 調達機関名及び連絡先
- (2) 調達の内容(名称、数量及び調達に必要とされる基本的な要求要件の内容)
- (3) 仕様書案の入手先
- (4) 意見の提出期限及び提出先
- (5) 説明会の開催日時及び場所(開催する場合)
- (6) 下請けに対して関心を表明する供給者を求める旨の招請(電気通信機器及び同サービスの調達に限る。)

4 供給者からの意見により仕様書を変更するか否かの判断は、調達機関の裁量とされているため、次の事項を踏まえ、調達要求元において判断する。

なお、調達要求元は、意見を提出した供給者から、意見が採用されなかったことに対して照会される場合に備え、理由を明確にする。

- (1) 供給者からの意見を採用することで、より競争性を高めることが期待できるなど、調達が有利になる場合は、できるだけ採用する。
- (2) 供給者の意見を採用することで、目的を達成し、需要を満たすことができなくなる場合は、意見は採用しない。

5 供給者からの意見の提出により仕様書案を変更した場合は、応募した全ての供給者に変更内容を通知する。

なお、変更した仕様書案に対して、再度意見招請を行う必要はない。

(技術仕様)

第 8 条 契約責任者が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保しなければならない。

- (1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。
- (2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。
- (3) 関心を有する全ての供給者が閲覧することができるものであること。

2 契約責任者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(仕様書を作成した供給者の取扱い)

第 9 条 契約担当は、仕様書を作成する際に直接関与した供給者を、次に該当する場合を除いて、入札に参加させてはならない。

- (1) 意見招請を実施した場合

- (2) 調達要求元が仕様の準備又は仕上げるの過程を管理し、公正かつ無差別に作成を進めた場合
- (3) 供給者が調達要求元からの要請に応じて、自らの製品に関する仕様若しくはデータを提供し、全ての供給者に対して、参加する機会、又は製品に関する仕様若しくはデータを提供する機会が公正かつ無差別に与えられている場合

(契約方式)

第 10 条 契約方式は、契約手続によるものとする。

(一般競争の公告)

- 第 11 条 契約責任者は、特定調達の調達契約について、一般競争に付す場合は、入札関係書類の提出期限の前日から起算して少なくとも 40 日前までに官報により公告をしなければならない。ただし、建設工事又は 45 万 SDR 以上の建設工事に関連する技術的サービスを除き、特別の事情がない限り原則 50 日前とする。
- 2 契約責任者は、特定調達の調達契約について、一般競争に付す場合は、次の事項について、官報により公告をしなければならない。
- (1) 競争入札に付する事項
 - (2) 自動更新条項付契約の場合は、自動更新条項付である旨及び最大の更新回数
 - (3) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (4) 契約条項を示す場所
 - (5) 入札の場所及び日時
 - (6) 入札書を電子的手段により受領すること
 - (7) 入札保証金に関する事項
 - (8) 当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
 - (9) 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
 - (10) 入札説明書の交付に関する事項
 - (11) 落札者の決定方法
 - (12) 第13条により交付する入札書に示す資料等の提出時期及び場所
- 3 契約責任者は、次の各号に掲げる場合には、第1項に規定する期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。
- (1) 特定調達の調達契約に係る次に掲げる事項について、この項の規定による公告(以下「一般競争公告」という。)を行う日の前日から起算して1年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合
 - 10 日
 - ア 調達の内容
 - イ 入札期日として予定する日付
 - ウ 調達に関心を有する者は、当該契約の担当者に対して入札に参加しようとする意志がある旨の表明をすること
 - エ 入札説明書を交付する場所
 - オ 一般競争公告において必要とされる情報(公示の際に示すことができないものを除く。)

- (2) 調達契約の締結までに急を要する場合(その理由について、契約責任者の承認を受けたものに限る。)
10 日
- (3) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合
40 日から 5 日にその該当する場合の数に乗じて得た日数を減じた日数
ア 一般競争公告を官報の発行に関する法律(令和五年法律第八十五号)第五条の規定により発行される官報により行う場合
イ 入札説明書の交付(一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。)を電子的手段を使用して行う場合
ウ 入札書の受領を電子的手段を使用して行う場合
- (4) 調達契約により調達される物品等又は特定役務が、通常行われる取引(物品等の取引にあつては、売買取引に限る。)の対象となる物品等又は特定役務(当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。)である場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数
ア 前号ア及びイに掲げる場合に該当する場合(イに掲げる場合を除く。)
13 日
イ 前号アからウまでに掲げる場合の全てに該当する場合
10 日
- 4 契約責任者は、第2項の規定による公告において、当該調達契約を担当する社員の氏名及びその所属する部署の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語により、記載するものとする。
 - (1) 調達する物品等又は特定役務の名称及び数量
 - (2) 第13条により交付する入札書に示す資料等の提出期限
 - (3) 当該調達契約を担当する契約担当部署の社員の氏名及びその所属する部署の名称

(指名競争の公示)

- 第 12 条 契約責任者は、特定調達の調達契約について、指名競争に付す場合は、入札関係書類の提出期限の前日から起算して少なくとも65日前までに官報により公示をしなければならない。
- 2 契約責任者は、特定調達の調達契約について、指名競争に付す場合は、前条第2項の例により、一般競争について公告する事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件についても公示しなければならない。
 - 3 競争参加者への通知は、第10 条第1項第1号及び第4号から第6号について、前項による公示の日においてしなければならない。
 - 4 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる次項を通知しなければならない。
 - (1) 一連の調達契約にあつては、第10 条第1項第8号に掲げる事項
 - (2) 契約の手続において使用する言語

(入札説明書の交付)

- 第 13 条 契約責任者は、特定調達の調達契約について、一般競争又は指名競争に付そうとするときは、競争に参加しようとする者に対し、入札を行うため必要な次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。
- なお、特定役務のうち行動計画の対象となるものについては、行動計画の定めるところによる。

- (1) 第11条第1項又は第12条第1項により公告又は公示するものとされている事項(第11条第9号に掲げる事項を除く。)
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語
- (6) 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
- (7) その他必要な事項

(入札説明会の実施)

第14条 契約責任者は、コンピュータ製品、電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービスに該当する調達案件を一般競争に付そうとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、必要に応じ、入札説明会を実施する旨を入札公告に明示する。

- (1) 意見招請を実施した調達
- (2) 総合評価落札方式とする調達
- (3) 調達対象の性質を考慮して、開催することが適当と認められる場合
- (4) 契約の内容、入札条件等で公告文に記載することが困難な事項、誤解を生じるおそれがある事項等について補足説明をする必要があると認められる場合

2 前項の入札説明会の開催日は、次のとおりとする。

- (1) コンピュータ製品及び同サービス
入札公告後 20 日以内
- (2) 電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス
入札日(入札者に求める義務がある場合はその受領期限)の少なくとも 30 日前

(分割契約の禁止)

第15条 改正協定その他の国際約束並びに運用指針等の適用を回避する意図の下に、いかなる調達契約も分割してはならない。

(落札)

第16条 契約責任者は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(随意契約によることができる場合)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、随意契約随意契約によることができる。

- (1) 他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき
- (2) 既に調達した物品等(以下この号において「既調達物品等」という。)の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき
- (3) 会社の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合

- (4) 既に契約を締結した建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事(以下この号において「追加工事」という。)で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額(この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額(当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額)を加えた額とする。)が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき
- (5) 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事(以下この号において「既契約工事」という。)に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事(以下この号において「同種工事」という。)の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事を調達する場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第5条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第10条の公告又は第11条の公示において、この号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- (6) 緊急の必要により競争に付することができない場合
- (7) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接物品等を買入れるとき
- (8) 一般競争又は指名競争による場合において、競争に付しても入札がないとき、再度の入札をしても落札者がいないとき又は行われた入札が馴れ合いによるとき若しくは入札に関する条件に合致しないものであるとき。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた調達価額その他の条件を変更することができない。
- (9) 慈善のため設立した救済施設から直接に物品等を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき(物品等の買入れ又は借入れの場合にあっては、当該物品等を慈善のため設立した救済施設が生産する場合に限る。)

(随意契約に関する公示)

第18条 契約責任者は、調達価額が10万SDR以上の調達案件を随意契約で契約を実施する場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、第3項の事項について、官報により公示しなければならない。

- (1) 競争に付しても入札がない場合
- (2) 再度の入札をしても落札者がいない場合
- (3) 極めて緊急を要する場合
- (4) 当初の入札に際して一定の条件を満たされれば、契約を更新することがある旨をすべての供給者に明らかにしている場合
- (5) 特定役務のうち、行動計画の対象となるもの

2 前項の公示の日は、次のとおりとする。

- (1) コンピュータ製品及び同サービス
契約予定日の少なくとも20日前
- (2) 電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス

契約予定日の少なくとも 40 日前

- (3) 物品等及び特定役務(上記に掲げるものを除く。)

契約予定日の少なくとも 20 日前

- 3 第1項に基づき公示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 調達の内容(名称、数量等)
- (2) 随意契約の予定日
- (3) 随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由
- (4) 予定される随意契約の相手方と協議が開始されている場合には、当該協議を開始している者の名称

(落札者の決定に関する公示)

第 19 条 契約責任者は、特定調達の調達契約について、一般競争若しくは指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約で相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して 72 日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約で決定した契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約で決定した相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約で決定した相手方の名称及び所在地
- (5) 落札金額又は随意契約で決定した金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 第10条の規定による公告又は第11条の規定による公示を行った日
- (8) 随意契約による場合は、その理由
- (9) その他必要な事項

(一般競争、指名競争又は随意契約に関する記録)

第 20 条 契約責任者は、調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録(契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。)を作成し、落札の日から少なくとも 3 年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) その他必要な事項

- 2 契約責任者は、調達契約につき随意契約によった場合には、当該契約の内容及び随意契約によることとした理由について、少なくとも 3 年間保管するものとする。

(調達契約に関する統計)

第 21 条 契約責任者は、総務省の依頼により調達契約に関する統計を作成し、総務省に送付するものとする。

(供給者に対する相談窓口の設置)

第 22 条 契約責任者は、供給者に対して特定調達に関する情報の提供や相談を行う窓口を設置する。

(苦情の処理に当たる社員の指定)

第 23 条 契約責任者は、特定調達の調達契約について、落札者とされなかった入札者からの苦情その他調達契約に係る苦情の処理に当たる社員を指定する。

(適用除外)

第 24 条 この手続の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。なお、この場合、事前に本社の契約責任者の承認を得なければならない。契約責任者は、入札する者が代理人であるときは、委任状等をもって代理権のあることを確認する。

- (1) 郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)第 29 条の規定により会社において販売する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票又はこれらの原材料を調達する契約及び製造するために直接必要な特定役務の調達契約
- (2) 郵便切手を保存用の冊子に収めたものその他切手類に関し、又は啓発を図るための物(以下「郵便切手帳等」という。)を調達する契約
- (3) 万国郵便条約(平成 17 年条約第 16 号)第 13 条の規定により会社において販売する国際返信切手券を調達する契約
- (4) 会社において販売する包装用品、封筒等若しくはこれらの原材料を調達するとき又はこれらの包装用品、封筒等を製造するために直接必要な特定役務を調達するとき。
- (5) 商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品・サービスの生産若しくは供給において用いるために調達するとき。
- (6) 会社が市場における競争にさらされている日常の営利活動のために調達するとき。
- (7) その他会社に適用される国際約束において当該国際約束の適用範囲から除外されている物品等又は特定役務若しくは建設工事等を調達するとき。

(改廃)

第 25 条 この手続の改廃は、調達部担当執行役員が決定する。ただし、この手続の趣旨に反しない軽微な改定については、調達部長の決定により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この手続は、2025 年 5 月 1 日から施行する。

(適用範囲)

2 この手続は、この規程の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。